

研究設備・機器の共用化の基本方針について

令和6年4月15日
教育研究審議会

名古屋市立大学（以下、「本学」という。）は、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）及び「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン（令和4年3月文部科学省策定）」を踏まえ、本学の研究設備・機器を重要な経営資源として位置付けるとともに、学内の研究者のみならず広く地域の研究者に研究成果創出の礎となる研究環境を提供することを目的として、その共用化を推進するにあたり、次のとおり基本方針を定める。

- ① 中期目標・計画等の中長期的な展望の下、全学的な経営戦略に基づき、共用研究設備・機器の整備、更新、運用を行う。
- ② 運営費交付金や国の競争的研究費等、公的な財源で整備した研究設備・機器については、一定の条件の下で積極的に共用化し、学内及び学外の研究者が活用できるよう利用を促進する。
- ③ 共用化した研究設備・機器の維持管理及び運用に係る費用は、運営費交付金及び利用者負担で賄うことを原則とするが、可能なかぎり利用者負担の割合を高めるよう努める。
- ④ 共用化した研究設備・機器の機能を最大限に活用し、かつ適切に運用していくため、高度で専門的な知識・技術を有した技術職員を重要な研究支援人材と位置づけ、組織化、キャリアパス整備及び人材育成に取り組む。
- ⑤ 研究設備・機器の共用化に際しては、研究を担当する理事が中心となり、財務及び人事を担当する理事をはじめ関係部門が連携、協働して進める。